

# 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けた警備業申請・届出要領

## 1 根拠法令等

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
- 平成23年国家公安委員会告示第6号

## 2 認定証の有効期間が延長となる場合

- ① 適用対象地域（別表記載の地域に「主たる営業所」があるものに限る。）については、更新期限が平成23年8月31日まで延長されます。
- ② 上記①以外の場合であっても、被害状況に応じ、更新期限が、平成23年8月31日を限度として東京都公安委員会が指定する日まで延長されます。

例 ～ 都内に主たる営業所がある警備業者で、震災により、「役員の一部が被災し入院している場合」、「役員の一部が所在不明」となっているような場合で更新に際して診断書等の添付書類が揃わない場合など。

※ 上記②については、申請者の申出に基づいて行いますので該当する場合は、下記の連絡先に問い合わせをお願いします。

## 3 各種届出の履行期限に係る免責

次の届出について、震災により、提出期限までに届出がされなかった場合でも、平成23年6月30日までに届出がなされた場合は、責任は問われることはありません。

- ・ 廃止届出書
- ・ 認定申請書の記載事項の変更届出書
- ・ 警備業廃止時などにおける認定証の返納及び都道府県公安委員会への届出
- ・ 警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者の選任
- ・ 返納命令時における、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証、合格証明書の返納
- ・ 機械警備業務に係る基地局廃止時などにおける都道府県公安委員会への届出

※ 震災によってやむを得ず届出ができなかった場合のみを対象としています。

## 4 その他

- ① 営業所等の設置届出義務（派遣関係）・・・免除されない。
- ② 市役所等が機能不全となり、住民票、身分証明書、登記事項証明書の交付が受けられない場合には、下記の連絡先に問い合わせをお願いします

## 5 連絡先

警視庁生活安全部生活安全総務課 防犯営業第一係  
代表 03-3581-4321 内線30311～30313

別表(対象地域一覧)

青森県	県内の市町村のうち		
	八戸市	上北郡おいらせ町	

岩手県	全ての市町村
-----	--------

宮城県	全ての市町村
-----	--------

福島県	県内の市町村のうち			
	福島市	会津若松市	郡山市	伊達郡桑折町
	いわき市	白河市	須賀川市	安達郡大玉村
	喜多方市	二本松市	田村市	岩瀬郡鏡石町
	南相馬市	本宮市	伊達市	耶麻郡磐梯町
	相馬市	国見町	川俣町	河沼郡会津坂下町
	猪苗代町	矢吹町	矢祭町	大沼郡会津美里町
	浅川町	古殿町	小野町	西白河郡西郷村
	楡葉町	富岡町	大熊町	東白川郡棚倉町
	双葉町	浪江町	天栄村	石川郡石川町
	湯川村	平田村	泉崎村	田村郡三春町
	中島村	玉川村	川内村	双葉郡広野町
	葛尾村	飯舘村		相馬郡新地町

茨城県	県内の市町村のうち			
	水戸市	日立市	土浦市	石岡市
	龍ヶ崎市	下妻市	常総市	常陸太田市
	高萩市	北茨城市	笠間市	取手市
	牛久市	つくば市	ひたちなか市	鹿嶋市
	潮来市	常陸大宮市	那珂市	筑西市
	稲敷市	かすみがうら市	桜川市	東茨城郡茨城町
	神栖市	行方市	銚田市	那珂郡東海村
	つくばみらい市	小美玉市	大洗町	久慈郡大子町
	城里町	阿見町	河内町	稲敷郡美浦村
			北相馬郡利根町	

栃木県	宇都宮市
-----	------

千葉県	県内の市町村のうち			
	旭町	香取市	山武市	山武郡九十九里町

新潟県	県内の市町村のうち		
	十日町市	上越市	中魚沼郡津南町

長野県	下水内郡栄村
-----	--------